

七尾市 認定こども園入園のしおり

1. 認定こども園とは
2. 入園までの流れ
3. 教育・保育給付認定
4. 教育認定（1号認定）
5. 保育認定（2・3号認定）
6. 入園の申し込み方法
7. 入園後



1. 認定こども園とは

幼稚園（教育）と保育園（保育）の機能や特長を併せ持つ施設であり、「幼稚園利用対象の子ども」と「保育園利用対象の子ども」とが、基本的に同じクラスで教育または保育を受けます。

2. 入園までの流れ

教育・保育給付認定申請書を園または市に提出

↓

申請内容により、市が教育・保育給付認定を決定、「支給認定証」を交付

↓

契約及び入園

※「支給認定証」の交付を受けていない児童は入園できません。

3. 教育・保育給付認定

入園するには、「幼稚園利用対象子ども」（以下、教育認定）または「保育園利用対象子ども」（以下、保育認定）であることについて、市より認定を受ける必要があります。

認定	年齢	区分
教育認定	満3歳児以上	1号認定
保育認定	満3歳児以上	2号認定
	満3歳児未満	3号認定

} 申請基準（自宅で保育ができない理由）を満たす必要があります

4. 教育認定（1号認定）

幼児期の教育を行うため、自宅で保育ができない場合（共働き世帯など）に関わりなく、満3歳児以上であれば入園することができます。

利用時間は、「教育標準時間」となり、園によって異なります。

5. 保育認定（2・3号認定）

（1）申請基準

保護者（父・母ともに）が下記の事由に該当し、家庭で保育できない場合に入園することができます。※ 下記の事由により入園期間や通園時間が異なります。

1	就労 ※	2	妊娠・出産	3	疾病・障害
4	親族の介護・看護	5	災害復旧	6	就学
7	育児休業 ※	8	求職活動 ※	9	その他

※ 1の就労（育児休業からの復職）による入園は原則復職日の2週間前からです。

※ 7の育児休業については、新規での入園はできません。

継続して入園している児童が対象です。

出産後に育児休業を取得する場合は、自宅でも保育ができますが、児童福祉法の観点（子どもの環境の変化を防ぐため）から、「引き続き入園していることが必要」と認められるためです。

※ 8の求職活動については、「継続して求職活動をすること」が前提です。

（2）認定期間と保育の必要量

認定事由により、認定期間（通園できる期間）と保育の必要量（通園時間）が下記のとおり異なります。なお、認定期間や保育の必要量は2・3号認定ともに共通です。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労相当）	1日最大11時間
保育短時間（パートタイム相当）	1日最大8時間



※ 就労時間の下限は、七尾市の場合1ヶ月あたり48時間です。

	事由	認定期間	必要書類	保育必要量	
				標準時間	短時間
1	就労	就労期間内	就労証明書または自営就労申立書	○	○
2	妊娠・出産	出産予定月とその前後2か月の計5か月	母子手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し	○	—
3	疾病・障害	診断書等に記載されている期間	診断書や障害者手帳等の写し	○	○
4	親族の看護や介護	診断書等に記載されている期間	診断書や介護保険証等の写し	○	○
5	災害復旧	※	罹災証明書	○	—
6	就学	在学期間	在学証明書等と時間割	○	○
7	育児休業	育児休業期間	育児休業の証明書	—	○
8	求職活動	3か月間	求職中の入園申込誓約書 求職活動支援機関等利用証明書	—	○
9	その他	※	※	※	※

※については事前に子育て支援課までご相談ください。

6. 入園の申し込み方法

(1) 令和2年4月1日入園申し込み

- <申込期間> 令和元年12月2日(月)～令和2年1月31日(金)
- <申込先> 各園または子育て支援課
- <提出書類> (1～3号認定共通) 教育・保育給付認定申請書
+
(2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類

(2) 年度途中の入園申し込み

- <申込期間> 入園希望日の10日前まで
- <申込先> 各園または子育て支援課
- <提出書類> (1～3号認定共通) 教育・保育給付認定申請書
+
(2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類

(3) 市内に住所を有する方で市外の園へ入園を希望する場合

- <申込期間> 園が所在する自治体により異なります。
※入園は月初日、退園は月末となります
- <申込先> 子育て支援課
- <提出書類> (1～3号認定共通) 教育・保育給付認定申請書
+
(2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類

(4) 市外へ転出予定の方で、転出先の認定こども園へ入園を希望する場合

転出先の市町村へ必要書類、申込締切日等をご確認下さい。

(5) 市外から転入予定の方で、市内の認定こども園へ入園を希望する場合

- <申込期間> 入園希望日の10日前まで
- <申込先> 各園または子育て支援課
- <提出書類> (1～3号認定共通) 教育・保育給付認定申請書
+
(2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類



申請の際は、マイナンバーの記載及び提示、申請をする保護者の本人確認（免許書など顔写真がついたもの）が必要です。

<提示対象>

- ・入園する児童
- ・保護者（父、母）

7. 入園後

認定内容に変更があった場合は、必ず変更申請を行ってください

(1) 認定区分の変更をする場合（1・2号認定のみ）

<申請期間> 変更希望日の10日前まで

<申請先> 各園または子育て支援課

<提出書類> (1・2号認定共通) 教育・保育給付認定変更申請書

+

(2号認定に変更のみ) 認定に必要な添付書類

<留意点> 認定区分の変更は、保護者の就労状況等に客観的な変化があり、変更が必要な場合に行ってください。変更が不要と判断された場合は、変更を認めない場合もあります。

「求職活動」のため入園している場合で、3か月以内に就労できなかった場合は認定期間が終了となるため、変更申請ではなく新規申請となります。なお、継続的に求職活動をしていたことがわかる書類として「求職活動状況報告書」の提出も必要です。

(2) 認定事由に変更が生じた場合

<申請期間> 変更希望日の10日前まで

<申請先> 各園または子育て支援課

<提出書類> (1～3号認定共通) 教育・保育給付認定変更申請書

+

(2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類

(例) 就労で入園しているが、産休に入る場合は、「就労」から「妊娠・出産」
育児休業となった場合は、「妊娠・出産」から「育児休業」
育児休業からの復職は、「育児休業」から「就労」
求職していたが就労先が決まった場合は、「求職」から「就労」など
※事由が変更となった場合は、事由に応じた保育必要量となります。

(3) 保育必要量に変更が生じた場合（2・3号認定のみ）

<申請期間> 変更希望日の10日前まで

<申請先> 各園または子育て支援課

<提出書類> (2・3号認定共通) 教育・保育給付認定変更申請書

+

(2・3号認定共通) 認定に必要な添付書類

(例) 保育短時間だったが、就労時間が長くなり、保育標準時間が必要となった場合

【お問い合わせ先】

〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階
七尾市健康福祉部 子育て支援課 保育支援グループ
☎ 0767-53-8419